

## 史料編纂

### 出版報告

#### 『大日本近世史料 細川家史料 二十九』出版報告

山口和夫・林 晃弘

「細川光尚文書 二」の本冊では、寛永十八年（一六四一）十月十六日から寛永十九年九月二十四日付までの書状案三〇四件を収録した。

底本は、公益財団法人永青文庫所蔵・熊本大学附属図書館寄託「公儀御案文」寛永十八年十月〜十二月（整理番号十一・廿三〜十八）、「公儀御案文」寛永十九年正月〜四月（整理番号十一・廿三〜十九）、「公儀御案文」寛永十九年八月〜九月（整理番号十一・廿三〜十九）である。底本二冊目末尾の四月十七日付稲葉正則宛書状案（一六七二）から、三冊目冒頭の八月五日付太田資宗宛書状案（一六七三）までの間、約三ヶ月半については同様の史料を欠く。

遺領相続後初めて熊本に帰国していた光尚は、寛永十八年九月末に江戸参勤のため出立する（『綿考輯録』）。本冊に収録の書状案はその途上、近江通行中から始まる（五三四）。十月二十六日江戸に至り、十一月一日に目見得する（五四四）。

江戸で越年し、家光の日光社参後の五月一日に帰国の暇を賜り、六月十二日に熊本に至る。七月初め頃より持病の痔疾が悪化し、京都より外科医慶雲を熊本に呼び寄せ治療を受ける。八月半ばによく改善し、人に手を引かれて座敷を少し歩けるようになったという（一六七八・七三三）。なお、慶雲は「禁中向之御用」も果たす医師であり（一六九一）、阿野実頭が後水尾上皇の叡慮を窺い、熊本下向が実現した（一六八八）。

同年秋には実名を「光貞」から「光尚」に改める。これは紀州家の徳川光貞と同じであることを憚ったためである。八月二十四日付林信勝宛書状案では、編纂進行中の「寛永諸家系図伝」における名乗りを「光尚」に修正する

よう求めている（七二五）。橋本政宣「寛永諸家系図伝と細川系図」（『日本歴史』五〇一、一九九〇年）が指摘するように、国立公文書館内閣文庫のうち、諸家提出の系譜をもとに編纂の土台として作成されたとみられる三十冊本の「寛永諸家系図伝」（請求番号一五六〇〇一五）には「光貞」とあり、献上本には「光尚」とある。

本冊における政治史に関わる事象としては、まず、寛永十八年八月に誕生した徳川家綱に関するものがある。十一月二十三日に宮参りが予定されていたが（五七二）、同月半ばに虫気を患う。頭に瘡ができたとして、二十八日に酒井忠勝から妙薬につき問い合わせを受け、光尚は処方書付を進上する（五九六・五九八）。

十二月三日には細川家の外科医が家綱を診察する（一六〇三・一六〇四）。十日、光尚は内々に春日局まで知足院での祈禱の札を進上する（六一七）。家綱は十二日には本復したという（『江戸幕府日記 姫路酒井家本』）。

宮参りは翌年二月九日に行われる（一六四九）。これより数日遡る二月三日、光尚は老中や大番頭・書院番頭等を招請し、家綱誕生を祝う宴席を設ける。同七日には「外様之御弓・御鉄砲頭、歩之御頭」等を残らず下屋敷に招き、能を興行するとしている（一六四五・一六四七）。家綱は八月二十二日、井伊直孝邸からの還御後に初めて立ったといい、そのことも慶賀されている（七五一他）。

本冊では「寛永諸家系図伝」に関する書状案が目目される。「寛永諸家系図伝」は寛永十八年二月に家光の命により編纂が開始され、二十年九月に完成する。光尚は寛永十八年十一月十六日に、編纂の総裁を務める太田資宗より「系図之書物」を早々に提出するよう催促されている（五八二）。忠利の死と襲封により滞っていたのであろう。十二月五日には細川立孝に対して、

長岡孝之のもとから「幽齋御一代之武道之御骨被折候儀書付并御感状共」を取り寄せるよう依頼する（六〇八）。このことで孝之の所持していた織田信長の発給文書等は熊本の細川家に集積され、現在まで伝わることになる（公益財団法人永青文庫・熊本大学永青文庫研究センター編『織田信長文書の世界』勉誠社、二〇二四年）。

細川家の呈譜作成においては、藤孝の養父が問題となる。この点は既に山田康弘「細川幽齋の養父について」（『日本歴史』七三〇、二〇〇九年）・山田貴司「和泉上守護細川家ゆかりの文化財と肥後細川家の系譜認識」（森正人・稲葉継陽編『細川家の歴史資料と書籍』吉川弘文館、二〇一三年）にて明らかにされている通りであるが、本冊所収の関連文書から、光尚は林信勝や堀正意に問い合わせ、信勝から刑部少輔・伊豆守についての教示を得ていることが判明する（六三四・六三五・六三八）。また、忠興の養父の名乗りについても信勝から情報を得、京都の知己に照会しようとしている（六三九）。呈譜は六月十一日以前に、太田資宗に受理されたようである（六七三）。一連の「寛永系図」に関する書状案は、呈譜に関わる先祖調査や、家に関わる文書の集積、幕府側の担当者との遣り取りが具体的にわかる好史料である。

前冊につづき、寛永飢饉に関する書状案もみられる。寛永十八年十二月晦日付曾我古祐宛書状案では、藤原定家掛物の購入を断る際に、「当年之国之様子二而ハ掛物など取可申与不存候間」と述べる（六三二）。翌年正月十八日付湘雪守沅宛書状案では、前年の不作のため領内の者が難儀しているとして、上方での銀子工面を求めている（六四一）。幕府では国廻上使衆発遣を予定していたが、延期する旨が二月三日諸大名に伝達される。それについて光尚は「定而国々虫など付候儀達 上聞候ての儀にても可有御座」と述べている（六四五）。また、上方での飢人対策について曾我古祐から報じられており、扶持方給与、鴨川三条河原・大坂城大手前等での普請等、その一端が知られる（七八五）。

寛永十九年の天候や作柄についての記述を摘記すると、八月十七日付鈴木重成宛書状案から天草で洪水が発生したことが知られる（六七七）。八月二十一日付曾我古祐宛書状案には「頃者少雨しけく御座候へ共、作毛ハ能御座候」とある（六九一）。同日付久留島通春宛書状案には、筑後・肥前では水

害が発生しているが、肥後は無事であると記している（六九二）。九月七日付松平直政宛書状案には「当年ハ其元作毛よく御座候由、珍重奉存候、九州筋も大かた耕作も能相見え、下々まで悦申事ニ御座候」（七七二）とある。この頃までは、近隣には水害の影響を受けた国もあるが、肥後の作柄は良好であると報じている。

しかし、九月半ばから様子が変わり、九月十五日付曾我古祐宛書状案には、肥後の作毛は七八分で、田方は良いが、雨が多く、畠方は思わしくないと記している（七八五）。九月二十三日付伊丹康勝宛書状案では、肥後の作毛は七分程であるとし、「最前者事之外能御座候由申候へ共、秋二成切々雨降候て、少さかり候由」と記している（八二八）。なお、同日付武田信重宛書状案では江戸での米価高騰が話題となっている。光尚は肥後では去年以来飢死する者や他国への走り者はいないと伝えている（八二〇）。

寛永十八年冬、鈴木重成が代官として天草に赴任する（五四八）。翌年七月十六日付の老中奉書により、天草・島原へ領内の百姓を差し渡すよう指示がなされる（『永青文庫叢書 細川家文書 災害史料編』三七号）。光尚は久留島通春・有馬康純ら近隣の大名とも情報を交換しつつ、百姓の移送を進める（七〇四・七五三・七八一）。この政策については、稲葉継陽「近世初期における百姓の法的地位と村共同体」（『近世領国社会形成史論』吉川弘文館、二〇二四年、初出二〇一九年）が論じている。

本冊では、寛永十九年正月七日に木下延俊が没する。その数日前に光尚は中川久盛とともに病床の延俊を見舞い、老中宛の書置きを作成させている（六三六）。しかし、没後には俊治・延次兄弟の間で対立が深まり、仲裁しようとした光尚は俊治より「不通」とされる（六七六）。また、忠利の生前に細川家で預かるとの約束があった木下俊之の処遇が課題となり、酒井忠勝や曾我古祐らに相談し、意見を求めている（六七六・七二三・七九一・七九五）。大名家の相続問題への親類大名の関与の事例として興味深い。

文化史に関わる書状案も少なくない。本冊では、狩野守信（探幽）に対し、国許で集めた絵の筆者を尋ね、道具になるようなものもあれば教えてほしいと述べている書状案が目される（六九七）。

登場する人名については巻末の人名一覧にて簡単な説明を加えた。なお、

前冊二十八に人名比定の誤りがあった。文書番号五六の宛所の一人である松平千松は蜂須賀光隆、文書番号八六の宛所の町野左近は町野幸長、文書番号四七九に登場する伊丹清左衛門は伊丹重時である。以上の通り訂正する。本冊の原本校正に際しては、底本を所蔵する公益財団法人永青文庫と寄託先の熊本大学附属図書館から特段のご配慮を得た。記して感謝の意を表する。(例言二頁、目次二三頁、本文・人名一覽三〇〇頁、二〇二五年三月二八日発行、東京大学出版会発売、本体価格二一、〇〇〇円)

『大日本近世史料 市中取締類集 三十三』出版報告

杉森玲子・小林優里

本冊には、旧幕府引継史料の一部である市中取締類集から、乞胸取締・香具手踊之部一冊のうち香具手踊之部、無宿片付之部(無宿片付方舊里帰郷等之部・無宿片付方問合之部)一冊、放刑評議之部一冊を収めた。

香具手踊之部には、天保十三年三月から弘化四年七月までの十件を収める。見物人を集め座料を取って渡世する市中の寄場は、天保十二年に二二〇ヶ所にのぼっていた。老中の指示に沿って寄場を十五ヶ所と定め、女子を出すことや鳴物は禁止、神道講釈等の四業に限って渡世を許可する方針とした町奉行は、同年十二月、寺社境内の同様の渡世について寺社奉行に掛合を行った。これに対して寺社奉行は、境内の寄場を禁ずる申渡等はなく、当時は二二ヶ所あったが、元来寺社の助成という市中とは異なる事情があったとした。ただし、そのままでは市中の気受にもかわかることを考慮し、天保十三年三月、以後は境内寄場を芝神明や浅草寺等の九ヶ所に限り、渡世も市中と同様に四業のみを許可すべきか老中に伺ったところ、伺通りとするよう指示があった(第一件)。以下、第二件以降では、渡世の場所や内容についての町奉行や寺社奉行らの判断が示されている。天保十五年正月、芝神明境内で乞胸頭配下の者に芸をさせたいとする樽茶渡世の者の出願をめぐり、前年中の乞胸頭への申渡等について寺社奉行から問われた町奉行は、今般の願意について、乞胸頭の鑑札を受けていれば差支えないと返答している(第二件)。また、新肴場請負地に葎簀張小屋を建て香具見世物を差出したいとす

る出願に対しては、沙汰に及ばないと申し渡した(第三件)が、猿若町一丁目操座で操狂言の間に独楽廻しを取交せて興行することについては、類例もあり構わないとの認識を示している(第四件)。弘化三年十二月には猿若町狂言座が、寄場では歌舞伎狂言に紛らわしい類は禁ぜられたにもかかわらず、以前の通り興行し狂言座抱込みの下役者を雇っているため三座が衰微するとして、寄場での手踊等を禁ずるよう願い出た。しかし、町奉行所では、大業の催はあるが歌舞伎と紛らわしい訳ではないとして時宜次第に対応する方針が示され、寺社奉行も許可済みの境内寄場での渡世については狂言座から申し立てる筋になく、歌舞伎同然にならないよう見廻らせることを町奉行に伝えた(第五件)。弘化四年三月には、浅草寺開帳中の見世物類の出願に関連して、小屋掛の間敷等に関する問合せが寺社奉行から寄せられ、町奉行は小屋掛の定尺はないが、新規の類は見分し、大造の造物等は差し止めると返答している(第六件)。また、天保十三年に上野山下では庇床が取り払われ、火除地のうち啓運寺を取り払った跡を山内に囲い込むよう町奉行に命じられた東叡山では、弘化四年三月、広場の管理が行き届かず、外堀浚方や道造に費用もかかるため、広場に以前の通り香具渡世の者を差出し、その地代等で道造等も賄いたいとの願書を上野執当から提出した。これについて寺社奉行は、今般の歎願を認めれば他所から同様の出願が見込まれて取締も緩むうえ、火除地に小屋を建てることは火除の趣旨にも反すると老中に上申したところ、老中からは不許可の指示が出された(第七件)。御府内香具渡世の者が在方に行き、歌舞伎同様の人集めをすることについて取締の申渡は出されていない(第八件)。また、願人が住吉踊と称して市中を歩くことは改革で禁止されたが、弘化四年七月、当節またその類がいるとして調査が行われ、銭を乞うことは乞胸の成業であるため、乞胸は願人に紛らわしい身なりをしないうよう、乞胸頭に申し渡された(第九件)。なお、同時期には茅場町山王旅所境内の葎簀張で百日間、香具見世や子供手踊を差出すことについて願い出があったが、開帳や祭礼等のほか修復助成を目的とした出願であれば、一年に三、四ヶ所を限って認めてよいとする老中の指示に基づき、許可されている(第一〇件)。

無宿片付之部は、無宿片付方舊里帰郷等之部・無宿取計方問合之部の二部

から構成される。

無宿片付方舊里帰郷等之部には、天保十二年十月から弘化四年六月までの十六件を取める。なお、第一一件は無宿取計方問合之部と関わりの深い内容であるため、次段で取り上げる。

当該期、江戸市中の戸口減方が検討される中、市中に増加していた無宿人の取り扱いが懸案事項となっていた。北町奉行遠山景元は無宿人のうち余罪の無い者を蝦夷地へ送り労役させる案を評議の一端として上申している（第一一件）。また、穢多頭彈左衛門へ無宿狩込の際の先例を尋ねた上で、乞食・非人取締の徹底を命じている（第二件）。そして天保十三年十一月、市中の無宿・野非人を町奉行が召し捕らえて旧里へ帰郷させるので、御料・私領問わず無宿・野非人が旧里を離れないよう取り計らうことを命じる老中書付が出され、全国へ触れられた（第四件）。この触の内容を前提として引き続き無宿・野非人の取り扱いが検討されてゆくが、いくつかの論点を取り上げられている。一点目は①追放刑との関わりである。既に出身地で追放刑を言い渡されている無宿人の場合、旧里へ帰郷させることは追放刑の有名無実化につながることもあった。二点目は②私領で捕らえられた他領出身の無宿人の引渡方である。この二点については老中水野忠邦から評定所へ評議が命じられ、評定所一座は①について追放・遠島刑ほか刑法に代わる新たな法を治定した上で決定すること（放刑評議之部参照）、②について出身地が近隣の場合は旧里へ引き渡し、その他の場合は捕らえられた場所に土着させ、問題のある者は寄場に置くこと、寄場の整備後に追って触を出すことを上申した（第三件・第八件）。また、両町奉行間で出身地に応じた引渡方について相談が行われ、寺社奉行・勘定奉行・火付盗賊改に対しても相談・掛合がなされている（第五件・第七件・第九件）ほか、穢多・非人の引渡方について勘定奉行に相談の上で穢多頭彈左衛門へ申し渡されている（第二件・第六件）。なお、町奉行は幕領出身の無宿は勘定奉行へ引き渡し、勘定奉行よりそれぞれ旧里へ引き渡す方針を示したが、勘定奉行は触の通り町奉行から旧里へ引き渡すよう述べており、意見が対立している（第七件）。さらに天保十四年四月には、多くの無宿・悪党が関東筋を徘徊していると、関東取締出役のみならず私領の領主・地頭等からも嚴重に召し捕らえるよう触れられて

おり、無宿人対策の徹底が図られていたことが分かる（第一二件）。その後、天保十五年に入ると無宿人が引渡後に欠落した際の関係者の処分について（第一〇件・第一四件）、引渡後に帰農した際の届出について（第一三件）といった、召捕・引渡後に関わる問題が検討されている。一方、前述の①②の論点については評定所の評議後も進展が無く、各地の領主・遠国奉行・代官らから問合せが寄せられる事態となっていた。弘化二年十二月には、市中の無宿人の減少を理由に天保十三年十一月の触以前の取り扱いに戻す触書案が評定所一座によって上申される。しかし、老中阿部正弘が新たに触を出すことには難色を示したため、弘化四年四月、以後は天保十三年十一月の触以前の取り扱いとし、新たな触は出さず個別の問合せに対して御定書に則った返答をする方針となった（第一五件）。以上の決定に基づき、遠国奉行へ今後の対応を指示する達書が作成され、勘定奉行から回覧されている（第一六件）。天保十三年十一月以来の無宿人対策は、弘化四年四月をもって事実上撤回されたのである。

続く無宿取計方問合之部には、天保十三年十月から同十四年九月までの十五件を取める。天保十三年十一月の触で提示された無宿人対策に関わって、各地より寄せられた問合せとそれに対する返答が主な内容となっている。第一一件では尾張徳川家から既に帳外となっている市中出身者が領内で捕らえられた際の取り扱いにつき問合せがあり、町奉行は月番町奉行へ引き渡すよう返答している。第二件では武蔵川越藩より勘当帳外・村払・領分払等領内の仕置との兼ね合いについて問合せがあった。類似の問合せは甲府勤番支配（第六件）・伊勢長島藩（第一〇件）・越前鯖江藩（第一一件）・陸奥会津藩（第一三件・第一五件）からも寄せられている。無宿人を旧里へ引き渡すという触の内容と、領内での各種追放刑との矛盾が問題となっていたことが窺える。評定所・町奉行は原則触の通りに引き渡すこと、旧里へ戻し難い者は各領内の囲・寄場へ入れるべきことを当座の返答方針とした（第七件）が、武蔵川越藩からは前もって通達した上で引き渡して欲しい旨の要望が寄せられた（第二件）。このほか、伊勢桑名藩より無宿人の身寄の者への引渡方について（第三件）、信濃高島藩より引渡途中に無宿人が逃亡した場合の処分について（第四件）、陸奥仙台藩より引渡後の帰農・出奔・病死等の届出につい

て(第五件・第九件)、常陸笠間藩より盗みを働いた無宿人の取り扱いについて(第八件)が問合せられている。また、市中での対応状況についての問合せも見られ、若狭小浜藩から咎人の人足働について(第一四件)、佐渡奉行から市中で追放刑を言い渡された者の取り扱いについて(無宿片付方舊里帰郷等之部第一一件)問合せが来ている。幕府が新たな無宿人対策を打ち出す中で、実際の運用にあたってどのような調整・検討が必要とされたのか窺うことができる。

放刑評議之部には、天保十三年七月から同十五年六月までの二十五件を収める。なお、第一三件を構成する第一八号は文化十年六月付だが、内容から独立した一件ではなく第一一件・第一二件の別紙に位置付けられる。ただし、本冊では原本の構成に従い、第一三件として番号を付した。

天保十三年七月、悪党の徘徊増加を問題視した老中(水野忠邦か)から追放・遠島刑に代わる相当の仕置の有無、および親の科による追放・遠島刑の是非につき評議を命じられた評定所は、追放・遠島刑のいずれもこれまで通り維持とし、罪に応じて適用する刑の重さの変更や、遠島先の島々の取締強化といった対応策を上申した。しかし、評定所の評議結果に老中は不満を示し、再評議を命じた(第一一件)。老中は再評議にあたって、評定所一座で意見が一致しない場合は各通で意見を述べるよう指示したため、評定所は各通で意見を上申することを決定する(第二二件)。そこで、寺社奉行は刑名はそのままとし、追放を言い渡された者は荒地起返、遠島を言い渡された者は佐渡の水替人足に従事させること、武家・出家等は従来通りとすることを提案した(第三三件)。一方町奉行は追放刑に代えて徒刑として人足寄場へ送り、遠島を言い渡された者は佐渡で水替人足か吹方手伝に従事させること、武家・出家等は遠島に代えて永牢とすることを提案した(第四四件・第五五件)。勘定奉行も刑名はそのままとしつつ、追放を言い渡された者は寄場へ、遠島を言い渡された者は佐渡等の銀山・銅山へ送ること、武家・出家等は従来通りとすることを提案した(第六六件)。さらに勘定奉行は参考のために、遠島者を佐渡へ送ることとした場合の諸経費の増減を試算し提示している(第七七件)。その後天保十四年二月に老中より追放・遠島の刑名は維持しつつ取計方を改める方針が示され(第一四四件)、老中が示した方針を踏まえて仕置の

詳細を検討した評議書案が評定所一座へ回覧された(第八件・第九件)。しかし、南町奉行鳥居忠耀は評議内容に異存があるとして、北町奉行阿部正藏と相談の上で評定所一座へ存寄書を提出する(第一五五件・第一六六件・第一七七件・第一八八件)。追放を言い渡された百姓・町人を生国の寄場へ送ることについて、遠島を言い渡された者を佐渡へ送る際の経路について等が論点であった。町奉行存寄書の内容については評定所内で意見がまとまらなかったよう、町奉行は評議書とは別に老中へ意見を上申している(第二〇二件)。

なお、評定所一座への存寄書提出後に評議書案が一部改められており(第二二二件)、結果的に町奉行側の意見と同様の内容になった部分もあったようだが、町奉行側は急を要する事態であることを理由に当初の存寄書の内容から変更せずに上申した(第二二一件)。また、寺社奉行も評議内容について意見を述べている(第一九九件)ほか、同時期に寺社奉行内で評議を行っていた有科の僧侶の帰俗に関する取り扱いについて、老中より追放・遠島刑の取計方と一緒に評議するよう命じられたとして関連書類とともに相談がなされた(第一一件・第一二件・第一三件)が、勘定奉行は寺社奉行で取り調べて上申するよう意見している(第一〇一件)。以上の評議結果につき老中はさらに意見を示し、再評議を命じた(第二三三件)。再評議にあたり佐渡へ水替人足を送る際の負担について問題になっており、勘定奉行から町奉行へ諸人用について問合せがなされている(第二四四件)。以上第二四四件までが追放・遠島刑の改正をめぐった一連の評議に関わるものであり、刑そのものを廃止・変更するのではなく運用方法を変更する方向で検討が進んでいたことが分かるが、最終的な結論を知ることができない。なお、第二五五件は天保十五年五月の江戸城本丸火災によって評議書類が焼失したため、これまでに町奉行から別途提出した存寄書について写しを差出すよう勘定奉行から依頼が来た際のやり取りである。

(例言一頁、目次一九頁、本文三二〇頁、本体価格一〇、〇〇〇円)

## 『大日本古文書 家わけ第十六 島津家文書之八』出版報告

松澤克行・山本一夫

本冊には、前冊に続き、「御文書」と名付けられた巻子の文書を収録した。収録した巻子は以下の十一巻で、題名は巻子の外題に書かれたものである（カッコ内は史料編纂所の架蔵番号）。

- ①御文書 光久公九 二十三通 卷四十六 (7-9)
- ②御文書 光久公十 二十通 卷四十七 (7-10)
- ③御文書 光久公十一 二十一通 卷四十八 (7-11)
- ④御文書 光久公十二 二十一通 卷四十九 (7-12)
- ⑤御文書 光久公十三 二十一通 卷五十 (8-1)
- ⑥御文書 光久公十四 二十一通 卷五十一 (8-2)
- ⑦御文書 光久公十五 二十三通 卷五十二 (8-3)
- ⑧御文書 光久公十六 二十一通 卷五十三 (8-4)
- ⑨御文書 光久公十七 二十四通 卷五十四 (8-5)
- ⑩御文書 光久公十八 二十二通 卷五十五 (8-6)
- ⑪御文書 光久公十九 二十一通 卷五十六 (8-7)

このうち、①から④は黒漆塗第十二番箱に収められた巻子で、第十二番箱の巻子は前冊と本冊とですべて編纂したことになる。⑤から⑪は黒漆塗第十三番箱に収められている。これにより、本冊までに編纂を終えた箱は、黒漆特二番箱、黒漆第一番箱、黒漆第三番箱、黒漆第二番箱、黒漆塗第十番箱、黒漆塗第十一番箱、黒漆塗第十二番箱となる。以下、巻子ごとにその主な内容を紹介する。

〔御文書 光久公九 二十三通 卷四十六〕

慶安元年（一六四八）九月二十四日付け江戸幕府老中連署奉書から同四年二月十四日付け徳川家綱附連署奉書までが収められている。概ね慶安元年（正保五年二月十五日に改元）・同二年の江戸幕府老中連署奉書などである。

正保四年（一六四七）に第九代琉球国王尚賢が崩御し、翌慶安元年、弟の尚質が即位した。その翌年七月十日、光久は尚質からの謝恩使を引き連れて参府するが、その日程と同行する楽人の人数について幕府老中に伺い、回答

を得ている（二八一八）。また、参府に先立ち新国王の尚質から光久に、琉球は往古より薩摩の附庸であると記し、光久への忠節を誓う起請文が差し出されている（二八二五）。

〔御文書 光久公十 二十通 卷四十七〕

慶安元年四月二十八日付け江戸幕府老中連署奉書から同年九月七日付け酒井忠勝書状までが収められている。概ね慶安元年の江戸幕府老中奉書や幕閣等の書状である。

卷四十六に続き琉球国王の相続に関するもの（二八五一・二八五二・二八五三）が見られるほか、対外関係では、南蛮船が琉球に立ち寄った場合の対応について指示する寛永十八年（一六四一）の江戸幕府老中連署奉書（二八三八）が収められている。特に二八五三の酒井忠勝書状は、琉球国王の継ぎ目については「薩广守次第」と家光が仰せ出したことを記しており、重要である。慶安元年は徳川家康の三十三回忌にあたっており、四月に幕府老中から諸国へ、軽罪の者への赦を仰せ出すべしとの家光上意が伝達されている（二八三三）。家康の遠忌に際しては、徳川家光が四月に日光社参を行っており、光久は祭礼・法事が滞りなく行われたことへの見廻や、家光の帰府に際して祝儀を献じている（二八三二・二八四一・二八四二）。将軍家への祝儀・見廻では、八歳になろうとする徳川家綱の中剃始や、家光五男の鶴松死去に際しても、光久は祝儀の献上（二八三六・二八三七）や見廻（二八四五・二八四六・二八四七）をしている。そのほか、丹波福知山城主の稲葉紀通の乱心自害（丹波福知山騷動）の経緯を諸大名に申し聞かせるべしとの、家光上意を伝える松平定政書状も収められている（二八五〇）。

〔御文書 光久公十一 二十一通 卷四十八〕

慶安三年六月八日付け琉球中山王尚質書状から同年閏十月五日付け徳川家綱附奉書までが収められている。概ね慶安三年の江戸幕府老中連署奉書や家綱附奉書などである。

慶安三年の家光は年頭から体調がすぐれず、七月頃まで儀式への不出座や簡略化が行われている（藤井讓治『徳川家光』吉川弘文館、平成九年）。光久は幕府老中や義兄弟の松平定行に度々家光の機嫌を尋ねており、彼等から家光は気色が良くなっているので安心すべきことや、体調が回復して儀式に

出座し、度々江戸城周辺への外出や鷹狩をしていることなどを報じられている(二八五六・二八五七・二八六一・二八六五・二八七〇・二八七一・二八七二)。一方、家光の世子家綱はこの年の九月二十日に、部屋住みであった本丸から西の丸へ移徙し、後継者としての体面が整えられてゆく。光久の元にも、西の丸の作事がほぼ出来たことや九月に移徙が予定されていることが伝えられ(二八五七)、光久は家光・家綱へ祝儀等を献上している(二八六四・二八六七・二八六九)。また、本丸老中の阿部忠秋が新たに家綱附に加えられるなど、家綱側近の充実もはかられている(二八七三・二八七四)。

対外関係では、前年江戸へ派遣した謝恩使がこの年の五月に琉球へ帰着する。新国王尚質は光久に書状を送り、家光への目見得が無事済んだことを謝し、光久の下知に従い国を治めるべき事を約している(二八五四)。琉球には前年の九月、清朝の順治帝から招撫使の謝必振が遣わされ、明朝から与えられた詔勅・印鑑を引き渡すよう要求するという事件があった(西里喜行『明清交替期の中琉日関係再考—琉球国王の冊封問題を中心に—』[International Journal of Okinawan studies] 1、琉球大学島嶼地域科学研究所、二〇一〇年)。光久は、順治帝の詔書の写や、琉球国王の返書(慶安二年十一月に回答することが決定。清への使者派遣は慶安三年の十月)、謝必振の申し分などを具に書き上げさせ、江戸へ注進している(二八六三)。また、キリシタンへの警戒と取り締まりも継続しており、穿鑿を油断なく行うべしとの家光上意が、諸国に伝達されている(二八六八)。

このほか、国元に関する事柄では、鹿児島城の山下居所の石垣修築を絵図を添えて幕府に願出、許可を得ている(二八六二)。

〔御文書 光久公十二 二二一通 卷四十九〕

慶安三年閏十月十二日付け江戸幕府老中連署奉書から同四年八月十七日付け江戸幕府老中連署奉書までが収められている。慶安三年・同四年の江戸幕府老中連署奉書と家綱附連署奉書である。

慶安三年の前半にすぐれなかった家光の体調は、同年の後半になると回復をみせたことは前述したが、家光は、慶安三年正月十七日に中止した紅葉山東照宮への参詣を九月十七日に執り行った。光久は祝儀を献じ、幕府老中と家綱附から返礼の連署奉書が届けられている(二八七六・二八七八)。体調

の回復した家光が度々鷹狩に出たことも前述したが、光久は家光より鷹の鶴を賜っている(二八八三・二八八四)。ところが、慶安四年になると再び家光の健康は悪化し、二月半ば以降は更に重くなる(藤井讓治掲『徳川家光』)。その報を受けた光久は、参勤のため江戸へ向かう途次より使者を差し上げ、家光の様態を伺っている(二八九二)。しかし、四月二十日、病状が急変し、家光は四十八歳で没した。家光の後を襲ったのは世子の家綱である。家綱は六月十三日に継ぎ目の儀式を行い、八月十八日に江戸城に勅使を迎えて將軍宣下を受ける。光久は六月二十五日に代替の御礼をし(二八九四)、將軍宣下の儀にも召されて出仕している(二八九五)。

〔御文書 光久公十三 二二一通 卷五十〕

慶安四年九月四日付け江戸幕府老中連署奉書から承応元年十一月二十三日付け江戸幕府老中連署奉書までが収められている。概ね慶安四年と慶安五年(九月十八日に承応に改元)の江戸幕府老中連署奉書などである。

家光が没し家綱が將軍を襲職したことは、琉球にも伝えられた。国王の尚質は慶安五年の七月に弔問の使者を鹿児島へ派遣し、参府について光久に伺う(『島津国史』)。もともと、幕府からは、遠方であるので参府は無用との指図が光久になされ、使者は琉球へ帰国することとなる(二九〇四・二九一五)。また、家綱の將軍就任についても、尚質は慶安五年の五月に祝儀の書状を光久へ送り、慶賀使の派遣について伺っている(二八九八)。光久が老中に申し入れたところ、来年参勤の際に召し連れるべしとの家綱上意を、老中から伝達されている(二九一三)。

慶安四年の島津家には慶事があった。十二月二十六日に光久が侍従から少将に昇任したのである。また、同日に世子の又三郎が元服し、偏諱を許され綱久と名乗り、従四位下・侍従に叙任されている。これ以後、光久は大隅守に改め、薩摩守は綱久が名乗ることとなった(『島津国史』)。光久の昇進にあたり、琉球国王からは翌年の五月付けで祝儀が献じられている(二八九九)。

〔御文書 光久公十四 二二一通 卷五十二〕

承応元年(一六五二)十二月朔日付け江戸幕府老中連署奉書から同二年八月晦日付け江戸幕府老中連署奉書までが収められている。概ね承応元年と同二年の江戸幕府老中連署奉書である。

この卷子には、将軍家の代替わりに関連した内容の文書が多い。まず新将軍の家綱であるが、承応二年の二月三日に初めて表御座所で就寝し（二九二九）、同年七月十日には内大臣から右大臣へ昇進している。昇進を伝達する勅使は八月十二日に登城し、家綱に宣旨を呈した。二十二日、諸大名による祝儀の御礼があり（二九三七）、九月一日には勅使を饗応する能が催され、光久も召されている（二九三八）。家綱襲職の慶賀使は、承応二年に光久が参勤する際に召し連れるよう命じられたことは先述したが、承応元年の暮れに、四月に出国するよう具体的な日程が幕府老中より伝達された（二九二二・二九二七）。慶賀使は当初、北谷王子朝秀が勤めることになっていたが、直前に朝秀が体調を崩し、江戸への参向が叶わなくなってしまった。そのため、幕府老中から、朝秀と同位の者を代わりに琉球より差し渡させるよう、指図を受けている（二九三〇）。

一方、没した前将軍家光についてであるが、承応元年の二月に日光で造宮が開始された家光を祀る大猷院廟の上棟が、同二年四月二日に執り行われ、同月四日には入仏が行われて完成をみている。そして、十九日から翌日まで家光の三回忌法会が営まれた（徳川実紀 厳有院殿御実紀）。三回忌にあたり、幕府は軽罪の者の赦を行うよう諸国に仰せ出している（二九三四）。光久は法会が執行された時、参勤のため出府の途次にいたため、代参の使者を立てたが、参府の後改めて日光に参詣するつもりであることを、老中に伝えている（二九三三・二九三五）。

また、先述の通り、慶安四年の暮れに光久・綱久は官位昇進・叙任されたが、二人とも四位以上であるため、幕府からは口宣頂戴の老中奉書が光久のもとに届けられ、島津家は独自に使者を京都に上すことになる。そして所司代へ老中奉書を差し出して朝廷に申し入れがなされると、いよいよ正式な叙任手続きが始められることになる。翌年にこの一連の叙任手続きが無事終了し、光久は家綱へ御礼の使者を差し上げている（二九二二）。

〔御文書 光久公十五 二二三通 卷五十二〕

承応二年九月十九日付け江戸幕府老中連署奉書から同三年十一月五日付け江戸幕府老中連署奉書までが収められている。概ね承応二年と同三年の江戸幕府老中奉書などである。

卷五十一に続き、慶賀使に関する文書がいくつも見られる。光久に連れられた慶賀使は、承応二年九月二十一日に家綱に見見得し、翌月十日に江戸を出立し日光へ向かった（『通行一覧』）。そして、同月十六日に大猷院廟に参詣した後、江戸への帰途についた（二九四三）。慶賀使への賜暇は十月二十六日であった（二九四四）。日光での滞在中、光久は日光門跡の守澄入道親王と毘沙門堂門跡の公海から見廻を受けている（二九四一・二九四二）。日光門跡からの見廻状は守澄附である六角広賢（鳥丸光広の三男〔鳥丸家譜〕東京大学史料編纂所蔵）の奉書形式をとっている。広賢の筆跡は珍しいので挿入図版として採用した。慶賀使が帰国した後、翌承応三年の五月に琉球国王から光久へ、日光参詣や家綱への慶賀使の見見得、江戸での饗応などについて札札が送られている（二九四九）。

承応二年は、六月二十三日に京都で大火が発生している。火元である内裏は焼失し、幕府は直ちに再建に着手し、諸大名に築地普請の手伝いを命じた（二九四七）。築地普請は入札とされ、諸大名の知行高に応じて割り充てることとなった（二九四八）。しかし、入札はなかなか決まらず、光久はやくもきしている（二九五〇）。京都では翌承応三年にも、後光明天皇崩御という大きな出来事が起きている（九月二十日）。天皇の崩御に接し幕府は、全国に赦を行うことを諸大名に仰せ出している（二九五八）。

〔御文書 光久公十六 二二一通 卷五十三〕

承応三年十一月八日付け江戸幕府老中連署奉書から明暦元年十二月六日付け江戸幕府老中連署奉書までが収められている。概ね承応三年と同四年（四月十三日に明暦に改元）の江戸幕府老中奉書などである。

明暦元年（一六五五）十月二日、家綱の襲職を祝う朝鮮通信使が江戸に到着した。それに先だつて幕府は、使節を迎える準備を整えるが、光久にも、使船が風波を避けて方が一領国に着岸した際の対応について指図している（二九七五）。使節は十月八日に家綱に見見得するが、光久も衣冠を着して出仕するよう命じられている（二九八〇）。

そのほか、江戸城内の紅葉山では承応三年に、大猷院廟の竣工・入仏（七月十一日）や東照宮の正遷宮（九月十六日）があり、光久は家綱に祝儀の使者を差し上げている（二九六二・二九七八）。光久自身に関するものとしては、

明暦元年の冬に熱海へ湯治にでかけ、湯が相応したことから滞在の延長を願いついでいる様子が見える(二九八二・二九八三)。この頃、体調を崩していたものと推測される。

〔御文書 光久公十七 二十四通 卷五十四〕

年未詳正月十一日付け琉球中山王尚質書状から明暦二年カ九月二日付け江戸幕府老中連署奉書までが収められている。概ね明暦二年のもので、江戸幕府老中奉書と、京都所司代・禁裏などの附武士・公家・琉球国王の書状である。

明暦二年正月二十三日、京都では、前年の後光明天皇崩御を受け踐祚をした、後西天皇の即位式が挙行された。光久は、後西天皇をはじめ後水尾法皇・明正上皇・東福門院へ祝儀を献じ、合わせてそれを取り次いだ武家伝奏や禁裏附・法皇附・新院附・東福門院附、そして京都所司代へも祝儀を贈っている(二九八五・二九九五)。

江戸では、三月下旬に家綱が疱瘡に罹るが、翌月十日には酒湯の祝儀を行い〔徳川実紀 厳有院殿御実紀〕、五月十四日には二の丸へ御成、同月十七日には紅葉山社参、二十六日には酒井忠勝邸へ御成をするなど、験氣を得ている(三〇〇一・三〇〇二)。六月二十二日には、疱瘡快癒の祝儀能が江戸城で催される(三〇〇五)。また、五月三日には袖留の儀が執り行われ、五日には諸大名の御礼を受けており(三〇〇〇)、家綱が着実に成長している様子が見られる。

このほか、明暦二年六月二十七日には領内の長野金山の採掘再開が許可される(〔徳川実紀 厳有院殿御実紀〕、光久は家綱に御礼の使者を差し上げている(三〇〇四・三〇〇六)。

〔御文書 光久公十八 二十二通 卷五十五〕

年未詳十月三日付け江戸幕府老中連署奉書から年未詳二月十九日付け江戸幕府老中連署奉書までが収められている。この巻子の文書は、明暦二年・同三年・万治元年(一六五八)・寛文八年(一六六八)など、年紀にばらつきが見られる。江戸幕府老中連署奉書のほかは、京都の門跡・公家と、琉球国王・松平定行からの書状である。

明暦三年の正月十八日から十九日にかけて、江戸は大火(明暦の大火)に見

舞われた。江戸城は本丸・二の丸・三の丸が焼け、家綱は西の丸に避難した。光久の江戸屋敷も焼けたため(三〇二三・三〇二五)、在国していた光久へ老中より参勤の延期が指図されている(三〇二三)。なお、三〇二四・三〇二七・三〇二八は一見、明暦の大火の被災見舞のように思えるが、三〇二八の筆者道寛が得度するのは明暦三年四月二十一日である(東京大学史料編纂所ホームページ「近世編年データベース」)。三〇二八には「道寛」という署名があることから、明暦三年二月の書状ではないことになる。また、三〇二七の筆者道晃が聖護院門跡を道寛に譲り照高院に移るのは、万治元年閏十二月二十三日なので(「天皇皇族実録 後陽成天皇実録」宮内庁書陵部所蔵)、両人が各通で光久へ書状を送ることが出来るのは、それ以降のこととなる。

そこで、道晃が没するのは延宝七年六月、道寛は延宝四年三月なので、万治元年から延宝四年の間に江戸で正月から二月初旬に発生した大火を調べると、寛文八年二月朔日に、牛込の小浜酒井家別邸から出火し、番町・麴町・市谷を経て、芝に至るまで延焼した大火があることが確認された。この時、光久の屋敷も炎上し、同月三日に家綱から見舞の使者が遣わされている(〔徳川実紀 厳有院殿御実紀〕。また、三〇二七・三〇二八には「其地」とあり、光久が在江戸であることを示唆しているが、明暦の大火の時、光久は参勤出府の途中であり、一方、寛文八年の二月は在江戸である(〔島津国史〕。以上のことから、三〇二七・三〇二八は、寛文八年のものとは比定した。また、三〇二四も江戸を「其表」と記していること、筆者の常尊が寛文十一年七月まで存命であることから、三〇二七・三〇二八と同様、寛文八年と比定した。

このほか、卷五十四にも関連文書があった長野金山であるが、光久が家綱や幕府老中へ砂金を進上している様子が見える(三〇二六)。

〔御文書 光久公十九 二十一通 卷五十六〕

明暦三年二月二十二日付け江戸幕府老中連署奉書から同三年十一月二十八日付け江戸幕府老中連署奉書までが収められている。概ね明暦三年の江戸幕府老中連署奉書と松平定行の書状である。

引き続き明暦の大火に関連する文書が多い。明暦三年の春、在国していた光久は大火の報に接すると、本丸炎上の見舞と家綱の無事を祝す使者を差し上げた(三〇三〇)。そして、参勤をするため国元を出立するが、加治木ま

で着したところで参勤の延引を指図する老中奉書が到来し、国元へ引き返している(三〇三二・三〇三三)。その後、八月になって年内の参勤を幕府老中から命じられ(三〇四五)、十月に国元を発ち(三〇四八)十二月十日に江戸に入っている(『島津国史』)。江戸では、焼失した江戸城の再建が課題であったが、諸方への影響を考え、本格的な作事は延引となり、諸大名から將軍への献上物も三年間は軽減することが幕府より通達されている(三〇三五)。このように甚大な被害を出した大火の直後であったが、四月二十日には家光の七回忌の法要が寛永寺で執り行われ、家綱は家光廟に参詣している(『徳川実紀 厳有院殿御実紀』)。光久は、使者を差し上げて香典を進上している(三〇三六・三〇三九)。

光久の国元では、長野金山からの採掘が進み、光久は最初に採掘した金五百両を家綱に献上している(三〇三二)。

そのほか、対外関係では、清国より琉球に冠船(冊封使船)が遣わされる予定であるとの情報があったが、昨年から当秋までいまだ着岸がないと、光久が幕府に報告したり(三〇四七)、唐船に乗って長崎にやってきた琉球人七人を、光久が長崎奉行から引き取ったりしている(三〇四八) ことが見える。

本冊の挿入図版は、六角広賢書状(二九四二号)、江戸幕府老中連署奉書(三〇二三号)、松平定行書状(三〇二六号)の三点を取めた。内容については右で触れた通りである。なお、巻末に、花押一覽と印章・血判一覽を取めた。(例言二頁、目次一九頁、本文二五四頁、花押一覽四四頁、印章一覽一頁、挿入図版三葉、本体価格一、三〇〇円)

### 『大日本古文書 家わけ第十九 醍醐寺文書之十八』出版報告

高橋慎一朗

本冊には、前冊に引き続いて、醍醐寺文書(醍醐寺所蔵)の第二十五函一九九号から二七五号、および第二十六函一号から六〇号に相当する文書を、整理番号の順に収めた。本冊における文書番号は第四〇九一号から第四二七六号までである。

本冊所収文書の年代は南北朝・室町時代のものが中心であり、一部は近世に及ぶ。例外的に、鎌倉時代・嘉暦元年の年紀を持つ案文(第四一二二号・権大僧都信耀請文案)を含む。

第二十五函・第二十六函ともに、現状の醍醐寺文書の一般的状況に違わず、伝来や内容に関して函としての明確な性格は見出せない。ただ、二十五函相当分のうちの第四〇九一号から第四一四四号まで、および第二十六函相当分は、それぞれおおよそ年代の古い順に並んでおり、近代の史料整理の段階で意図的に配列がなされ、整理番号が付与されたものと推測される。

あえて言えば、本冊では理性院の関係史料と理性院が関与していた太元帥法関連の史料がやや目立つ傾向にある。以下に列挙すれば、前大僧正宗観申状案(第四一〇二号)、権大僧都信耀請文案(第四一二二号)、室町幕府奉行入連署奉書案(第四二二〇号)、護持僧補任文書案(第四一三五号)、後奈良天皇女房奉書(第四一四六号)、正親町天皇女房奉書(第四一四七号)、惣寺宿老申状案(第四一五〇号)、足利義満御判御教書(第四一五一号)、理性院代々祈祷勤仕覚書(第四一九八号)、権僧正嚴助覚書案(第四一九九号)、理性院所領安堵等文書案(第四二〇〇号)などである。

そのほかに、内容の面で、ある程度まとまった史料としては、伊勢国朝明郡山村金剛寺関連(第四二四五号、四二五七号、四二七三号)、讃岐国寒川郡長尾庄関連(第四一六四号、第四二五六、四二五七号、四二七三号)、但馬国養父郡朝倉庄関連(第四二二五号、四二二八号)、京都六道珍皇寺関連(第四二〇四号、第四二二九号、第四二二九号、第四二六二二号)などがある。

また、報恩院隆源が、三宝院満濟からの修法・教学に関する様々な疑問に答えた回答書、と思われる箇条書きの覚が三点見られる(第四〇九二号、第四一五二号、第四二四二二号)。雑多なものとして便宜的にまとめられたと推測されるのが、第四一六八号から四一九五号に及ぶ一群の包紙類で、多くは中世文書の包紙として使用されたものである。

さらに個別に注目される史料としては、永享六年の前大僧正満濟置文(第四〇九九号)がある。既に学界では周知の史料であり各所で翻刻もなされ、研究者による分析も存在するが、本冊で細かな体裁を含めて翻刻し直したことで、あらためて満濟の遺言作成過程に迫ることが可能になったと言える。

なお、第二十六函は未了であり、次冊に続くものである。  
 (例言三頁、目次一八頁、本文二二六頁、花押・印章一覽四丁、本体価格八、六〇〇円)

## 『大日本古記録 後法興院関白記』 一 出版報告

井上 聡

『後法興院関白記』は、室町・戦国期の公家、関白近衛政家(一四四四—一五〇五)の日記である。その呼称は政家の諡号に拠り「後法興院記」とするのが通例であるが(統史料大成や陽明叢書など)、大日本古記録への収録にあたり、歴代関白記に準じて「後法興院関白記」を書名として採用した。

自筆原本は、全て公益財団法人陽明文庫が所蔵し、年次ごとに編まれた全三〇点(卷子本三巻、冊子本二七冊)からなっている。本記の編纂にあたっては、全てこれら原本に拠って翻刻し、日記本文に続いて、紙背文書も全て収載する方針をとっている。なお従前、大日本古記録では、翻刻にあたり正字を用いることを原則としてきたが、本記より常用字体による表記に切り替えることとした。

本記の記事は、文正元年(一四六六)から、政家没年にあたる永正二年(一五〇五)に至る、約四〇年に及んでいる。途中、文明元年(一四六九)から同十年までを欠いているが、当該時期の記事を収載する写本などは確認されていない。また自筆本が残されていない時期についても同様である。

記主の政家は、文安元年(一四四四)撰家嫡流である近衛家に、当主房嗣の次男として生まれた。寛正三年(一四六二)八月に兄教基が男子の無いまま没すると、同年十二月に叙爵・元服して近衛家を嗣いだ。政家という名乗りは、時の將軍足利義政の偏諱を受けたものである。本記が始まる文正元年には二三歳、正三位権中納言となっており、以降、関白左大臣・太政大臣へと昇り、准三宮に遇せられるに至る。長きにわたる彼の日記は、応仁文明の乱を契機とする戦乱・混乱の連続を描いており、既存の権威や秩序が壊れゆくなか、近衛家もまたそうした時代の波に翻弄されたことを詳述している。本記はつとに、平泉澄の手によって昭和五年(一九三〇)に至文堂版(上

下二冊)として刊行されており、これが昭和四二年に増補統史料大成に収録されて、三冊本に編まれている。『大日本史料』第八編にても、その記事が頻繁に引用されているとおり、本記は十五世紀後半を知るための中核史料であり、学界周知の学術資源として広く活用されている。ゆえに大日本古記録への収録にあたっては、既刊史料集が紹介する日記本文にとどまらず、その紙背にある文書群や暦なども余すところなく翻刻することを原則としている。さらに文明十年以降については、政家の手になる近衛家の財政帳簿「雑事要録」(全三冊)・「雑々記」(全三冊)が陽明文庫に蔵されており、日記の内容を補うものとなっている。ゆえに、これも併せて収めることで、より正確な日記本文の理解を促してゆきたい。こうした帳簿は、日記と同じく暦年ごとに編まれていることから、帳簿の存する年次においては、日記本文に続いてこれを掲げ、さらにその紙背文書も収載する予定である。なお文明十八年より明応九年(一五〇〇)にわたる「米銭部類記」(全一冊)については、参考史料として最終冊に収載することを計画している。

第一冊となる本冊には、文正元年および応仁元年(一四六七)の二年分を収載した。底本となる自筆原本は、ともに卷子装である(本記にあつては、年代が遡る冒頭の三年分のみが卷子装で、中断期間を隔てた文明十一年以降は、すべて袋綴装となる)。文正元年記(第七函五号)は、寛正六年具注暦・同年仮名暦(九月二六日以前)・長祿二年具注暦(四月二二日以前)・寛正七年具注暦(閏二月二日以前)を貼継いで、その裏面白紙を再利用したもので、全四八紙からなる。応仁元年記(第七函六号)は全三七紙を数え、文正元年具注暦(閏二月二〇日以前及び十二月二〇日以降を欠く)および政家に寄せられた来信や、その他反古などを再利用している。特に来信は、醍醐寺宝池院にあつた兄政深からの書状が過半を占めており、その密接な関係性が伺われる。

記事の内容に注目すると、文正元年記では、近衛邸を舞台とする日常生活のあれこれが記されている。とくに、兄実相院増運の来訪を待つて行われる三体詩の講義は、文紀雲郁を師に招いて頻繁に開催され、あわせて春秋左氏伝の購読や、漢詩会も行われていた。ほか和歌会・和漢聯句会・蹴鞠などが、折にふれて催されており、賑やかな様子が伺われる。他方、幕府周辺で惹起

する不穏な動向も、次第に政家の認識するところとなり、同年七月末から顕在化する斯波義廉と義敏の家督争いに接して、これが大きな争乱に繋がることを危惧している。続いて九月六日に起こった所謂正文の政変に關しても、紙幅を割いてその顛末を記し、足利義視が室町殿を逃れて細川勝元邸に避難したことや、結果として伊勢貞親・斯波義敏らが没落したことなどを詳述している。以降、年末にかけては、後土御門天皇即位に伴う大嘗祭の挙行に向けた記事が多く並んでおり、政情不安が高まる中にもあつても、朝暮が威信をかけて公事の遂行に努めていた状況を知ることができる。

翌年の応仁元年記になると、近衛家をめぐる状況は全く様変わりしてゆく。正月十八日に畠山義就と同政長が上御霊社に衝突したことを契機として、政情が混迷を極めると、政家らも洛中の情勢に不安を抱き、五月二〇日に至って家記などを醍醐の兄政深のもとに避難させている。果たして同月末には細川・山名の両勢が全面衝突して、応仁文明の乱が本格化すると、次第に近衛邸の周囲も戦火に脅かされるようになる。六月に入り、近衛家関係者は岩倉・今熊野などに避難を始めており、房嗣・政家も醍醐寺に逃れた。さらに七月には家領の宇治に移って事態の推移を見守っていたが、八月十六日ついに近衛邸も戦火により焼失してしまふ。以降、宇治を拠点として避難生活を続けざるを得なかったが、記事に見る避難生活は、決して戦禍を嘆いて逼塞するというものではなく、戦いの行方注意到注意を払いつつも、家領内を積極的に遊覧したり、蹴鞠や楊弓・和歌会を楽しむなど、洛中における生活様式を維持しようとするものであった。いずれにせよ前年までとは全く対照的な生活環境へと投げ込まれてゆく様子は、読む者に強い印象を与えるに違いない。

巻頭図版としては、①正文元年記第一張（正月条）②正文元年記第三四・三五張紙背③応仁元年記第四張（正月条）④応仁元年記第三三張紙背の四点を掲げた。①は本記全体の冒頭に当たることから、特にこれを示した。②は正文元年記の紙背にある二つの曆（寛正六年具注曆の尾部・同年仮名曆の冒頭）の様子を示すものである。③は応仁元年の正月十六日から数日にわたる記事で、応仁文明の乱の契機として知られる上御霊社の戦いを描写している。以降に続く戦乱の嚆矢となる事件であり、応仁元年記を象徴する箇所として

ふさわしいと言えるだろう。④は同年記の紙背に多数ある兄政深からの書状で、具体例として、そのうち一点を掲出した。全体に裏打ち紙が施されており、判読が容易でない状況を明示することを意図した。

本冊の編纂にあたっては、古記録室員ほか多くの方々から協力を得たが、とりわけ末柄豊氏（中世史料部門）・宮崎肇氏（特任研究員）には多大な御教示をいただいた。また公益財団法人陽明文庫は、原本の閲覧につき特別の便宜を与えられた。記して感謝の意を表する次第である。

（例言四頁、目次一頁、本文二七七頁、巻頭図版二頁、本体価格一五、〇〇〇円、岩波書店発行）

#### 『日本関係海外史料 イエズス会日本書翰集 原譯文編之六』出版報告

岡美穂子

本冊には、一五六三年一月（永祿五年十二月）から一五六三年十一月（永祿六年十一月）までのイエズス会士による日本布教の記録（一〇点）の原文並びに訳文を収めた。四巻以降で導入した各書翰の原文と訳文を同巻収載とする形式を踏襲し、読者が原文と訳文を比較できることにより、史料集としての学術的性格を高めている。またローマイエズス会文書館ならびに同歴史研究書のご厚意により、文書館所蔵原文二点、ヨゼフ・ヴィッキ編『インド史料集』（Wicki, Josef, F. S. J. *Documenta Indica*）の翻刻文三点を原文底本とする許可を得た。記して謝したい。その他の原文底本はリスボン市所在科学士学院図書館所蔵の草稿写本に拠る。

本冊の特徴としては、大村純忠の改宗の背景、龍造寺隆信勢力の拡張と同盟者たちによる有馬・大村連合に対する反乱、それにとまなう横瀬浦の焼き討ちの詳細が描かれることである。三巻以降同様に、活版印刷通称「エヴォラ版日本書翰集」では削除・編集された多くの記述を、手稿写本を底本とすることで復元できた。「エヴォラ版日本書翰集」の邦訳である『十六・七世紀イエズス会日本報告集』で、島原の領主が有馬義貞と比定されている箇所があるが、本譯文編において、島原純茂に修正した。この頃イエズス会の宣教師たちは、九州の「三王」とは、大友、島津、有馬であると認識しており、

その他の大名は「領主」であると記される。本冊では豊後及び大友家に関する情報は他の巻と比較するとやや少なめであるが、一五六三年十一月十二日付けのルイス・デ・アルメイダ書翰（イタリヤ語写本）では、中秋の名月の日に豊後府内のイエズス会修道院（顕徳寺か）に大友宗麟が室町幕府からの使者を伴って訪れ宴を開催したこと等が記される。この使者は宗麟の相伴衆任命のために下向したものと考えられ、人物までは比定できないまでも、相伴衆任命の時期が中秋の名月の時期であったことが伺える。宗麟はアルメイダにこの特使は室町幕府で大きな権力を持っている人物であるから、畿内布教などでは頼りにするよう勧めており、後の畿内布教での最大の庇護者であった和田維政の可能性も考えられるが、定かではない。このアルメイダ書翰は、五日後の日付を持つアルメイダ書翰（ポルトガル語写本）と極めて近い内容であるが、日付が異なり、内容も多少の相違が見られるため、双方を収載した。

イタリヤ語書翰の翻刻・翻訳にあたっては高久充氏の助力を得た。記して謝したい。

（訳文編―目次二頁、例言六頁、本文二四〇頁、索引一五頁。原文編―目次一頁、例言三頁、本文一五一頁、索引九頁、本体価格税別一六、一〇〇円）

『天塚和尚語録』電子公開報告

岡本 真

『天塚和尚語録』（以下、本書）は、大徳寺第六一世天塚宗球（一四三七―一五〇二）の偈頌や法語を収録した、本所の所蔵する写本一冊である。天塚は同第四〇世春浦宗熙の法嗣で、俗姓は藤原氏、生国は尾張国。文正元年（一四六六）に春浦から安名を受け、文明一五年（一四八三）に同じく春浦から道号頌を授かり、延徳二年（一四九〇）に大徳寺に入寺した。ほかに滋井山明栄寺にも住した。法嗣には、徳禪寺や明栄寺の住持となった宗寛がいる。天塚の語録は管見の限り本書以外に伝わっておらず、臨濟宗大徳寺派（大応派徹翁派下）の祖師の語録を影印集成した、細合喝堂ほか編『大徳寺禪語録集成』一―七（法蔵館、一九八九年）にも収録されていない。本書の内容

の一部は、同派の禅僧のものを中心に近世初期以前の作品を取めた、本所所蔵『古偈葛藤』にも収録されるが、同書には作者に関する注記がほとんどなく、天塚の作であることは本書によってはじめて明らかになる。ほかに彼にかかわるまとまった典籍として、かつて東京帝国大学国語研究室に蔵されていた『江湖風月集天塚抄』五冊が挙げられるが、同書は関東大震災で焼失し、今日では上村観光『禪林文芸史譚』（大鏡閣、一九一九年）に引用された一部が知られるのみである。

本書の表紙題簽には「天塚和尚語録」とあるが、近代のものである。その内側の原表紙には「賛語」とあり、『国書総目録』ではこの呼称を採用している。二丁表（原表紙の次丁で丁付は「2」、以下、本書の丁数は同様に計数）には、「孤陋庵」と「泰勝庵蔵書印」という二種の押印があり、前者は最終丁にもある。「孤陋庵」印は、大徳寺第一七〇世清巖宗渭の蔵書印。泰勝庵は、寛永年間（一六二四―一六四四）に細川孝之を開基として、清巖の法嗣である同第二〇二世実堂宗伝が同寺高桐院の一隅に開いた、同院の子庵。これらを踏まえると、本書はもともと大徳寺内に蔵されていたものということになる。

収録内容のうち、年代が明らかでない作品はいずれも明応四年（一四九五）以降のものである。最終丁に遺偈が収録されている点も考慮すると、本書は天塚晩年の作品を集めたものと言える。おおよそ年代順に排列されているが、若干の前後や、同文の重複掲出も存する。以下では、収録されている作品のなかから、興味深い情報を提供してくれるものや、他史料により年次比定が可能なものなど、特筆すべきものを取り上げる。

杉原孝盛が亡父宗春の忌斎を営んだ際の偈（九丁裏）について、孝盛の父は、伊賀守賢盛とする説と、安芸守長恒とする説がある。このうち賢盛は法名を季三宗伊といい、孝盛との親子関係は、『補庵京華外集』書法花後および『村庵藁』霜松軒詩并序によって裏付けられる。一方、長恒は法名を雲外□慶といい（『補庵京華統集』芸州太守杉原雲外慶公居士寿像）、孝盛との親子関係の根拠は『尊卑分脈』であることから、やや信憑性に乏しい。本偈の示す宗春と孝盛との親子関係や、賢盛の場合、養父満盛（法名敬聖淨信）とは別に実父昌林□久（俗姓大和氏）の供養もしている事例を参照すると（朝

倉尚『禪林の文学』清文堂出版、二〇〇四年）、賢盛は孝盛の養父で、宗春が実父である可能性が高い。

越兄を追悼した和韻偈（一一丁裏）について、同韻のものが天塚の師兄実伝宗真の『大弘禪師語録』にも収められている。その題に「欽奉和養徳老師見悼越兄禪師之尊韻」とある点から、養徳老師すなわち春浦宗熙の追悼偈に和韻したものと知られる。また、実伝の偈の末尾には明応四年八月二十九日の作であることを示す付記があり、天塚のそれも同時期と判断される。越兄は春浦の弟子の一人と考えられ、同三年に春浦が定めた養徳院所蔵「養徳院法度」に、多賀高忠父子とかわって記されている点から、その縁者の可能性がある。

臨公尊蔵の東遊の壮行偈（一三丁表）は、序に「新命大徳春江大和尚」とあるのが注目される。春江紹偈は妙心寺派（大応派関山派下）の禅僧で、大徳寺住持に任じられるも、住山前の同八年三月二六日に美濃国梅龍寺で示寂した。よって、本偈はそれ以前のものである。同様に、春江の追悼偈への和韻偈（一九丁表と二一丁表に重複）は、それ以降のものである。

大機庵主祖庭宗栢の転位を祝った実伝宗真の原偈への和韻偈（二四丁裏）については、実伝の垂示を集成した真珠庵所蔵『垂示』に、同七年正月九日のものとして、原偈が収録されている。その序には「大機主翁同時転位於前板・後板、作偈賀之」とあって、前堂首座・後堂首座に同時に転位したということになる。なお、祖庭は春浦宗熙より道号偈と寿像への自賛を得ており（『春浦和尚金口説』）、その弟子と考えられる。

雪溪理盛一七回忌の際の、実伝宗真の原偈への和韻偈（二五丁表）について、前述の『垂示』には同七年正月一六日付の原偈が収録されている。本偈もこれと同時期のもと考えられる。なお、実伝の原偈は『大弘禪師語録』にも収録されているが、年月日は記されていない。また、雪溪は堺南荘の商人柏屋宗頓の母である。

小笠原政清（法名受溪宗信）の秉炬法語（二九丁裏）について、彼が天塚の師春浦宗熙に帰依した事実は、つとに指摘されている（二木謙一『中世武家儀礼の研究』吉川弘文館、一九八五年）。その関係が天塚に引き継がれたことは、この秉炬法語だけでなく政清死去の際の追悼偈（二〇丁表）や、政

清の子尚清へ与えた道号頌（三七丁表）、政清の弟元清の預修掩土法語（三九丁裏）などからもうかがい知ることができる。そのなかで注目したいのは、政清の秉炬法語において、「再営明栄梵宇」と記されている点である。明栄寺は政清の祖父持長の菩提寺で、右の記述は廢れていたそれを政清が再興したことを意味する。再興の時期は、特芳禅傑が同寺を訪問したことになる同三年一月一日付の偈（『大弘禪師語録』所収）の序に「明栄新寺」とあるので、その少し前のことと判断される。前述した天塚の明栄寺住山も、これを契機としたものであろう。なお、再興後の同寺は大徳寺内に移され、春浦の塔所松源院の末寺となった（『大日本古文书大徳寺文书』八二一、八二三、八八九、九七七―四）。

性岩宗本を追悼した和韻偈（三三丁表）について、両足院所蔵『黙雲稿』性岩本公居士三七日香語および『西源録』性岩宗本禪定門五七日拈香から、性岩は京都居住の基定の父で、四条坊門に私宅があり、同七年七月二二日に死去したことがわかる。本偈も同時期のもと考えられる。

天鷹宗俊が狸毛筆四管を送ってきたのに因んだ偈（三三丁裏）について、『翰林葫蘆集』には彼の帰国にあたって景徐周麟が作成した、壮行偈が収録されている。それによると、天鷹は越後国至徳寺の開山久庵僧可の法嗣光嚴師に拜塔嗣法し、入浴後は相国寺の横川景三のもとに寄寓して景徐と交流し、万寿寺で秉私を遂げたことである。また『鹿苑日録』同八年三月八日条「翌年正月一九日条に、鹿苑院領越後国浜郷の年貢納入や至徳寺の十刹列位とかかわって、天鷹が活動した様子が記されている。本偈は、それ以後に天鷹が越後に帰国してからのものと考えられる。なお同書によると、彼は天塚の没後、永正元年（一五〇四）にも上洛している。

特芳禅傑の「礼大亀塔」と題する原偈への和韻偈（四二丁表）は、原偈が妙心寺龍泉庵に所蔵されており、『西源録』にも収録されている。大亀塔は景川宗隆の墓塔。彼の示寂が明応九年三月一日なので、本偈はそれからあまり時を経っていない時期のもと考えられる。

二階堂行二が息子の尚行（法名実伸行秀）の死を悼んで詠んだ和歌に和韻した偈（四三丁裏）について、尚行の死は同年五月六日のことなので、本偈はその頃のものと考えられる。なお、実伝宗真や景徐周麟も同韻偈を作成し

ており、それぞれ『大弘禪師語録』と『翰林蘆集』に収録されていて、尚行が賊に殺されたこと、享年二四歳であったことを伝えている。

右に挙げたもののほか、『大弘禪師語録』には、透仲宗徹肖像贊(三三五丁表)の像主透仲の道号偈や、南樵□能を追悼した和韻偈(四六丁表)の原偈、東牧が惟圭を追悼した偈への和韻偈(五〇丁表)と同韻の、実伝の和韻偈などが収録されている。実伝と天琢の親密さや、交友範囲の重なりをうかがい知ることができる。

なお、本書の電子テキストの公開にあたっては、二〇二二年度に公開した『策彦周良文集』と同様、TEI (Text Encoding Initiative) のガイドラインに則して、テキスト構造化の国際標準に準拠したXMLデータを作成することにより、機械可読性を高めるとともに、ソフトウェアに依存しない形での注釈情報の付与をおこなった。そしてこのデータを、前近代日本史情報国際センター中村覚氏の開発した仕組みを用いてHTML化し、本所ホームページのデジタルギャラリーにて全文を公開した。

『春林宗俶和尚等法語』電子公開報告

山家浩樹・岡本 真

『春林宗俶和尚等法語』(以下、本書)は、大徳寺の龍源派(南派、大徳寺第七二世東溪宗牧の法系)の僧による入室問答の記録を集成した、本所の所蔵する写本一冊である。入室問答とは、古則を商量した師僧と参禅者とのやりとりのことで、一般には、師僧の室に参禅者が単独で入り、閉鎖的な場で問答がなされた。だが、中世の臨済宗大徳寺派(大応派徹翁派下)においては、一人の師僧のもとに複数の参禅者が参じて、一程度の公開性をもっておこなわれた(安藤嘉則「中世臨済宗徹翁派における入室について」『駒沢女子短期大学研究紀要』三七、二〇〇四年)。その順序は、例外も散見されるものの、おおよそ以下の通りである。(1)師僧が問いを発して列座中の首座に回答を求める。首座が回答すると師僧がさらに問いかけ、問答を重ねる。そして、しばしば策勵をともなって問答が終わる。(2)首座の場合と同様の問いに関し、別の参禅者とのあいだで問答がおこなわれる。以下、各参禅者が順

に師僧との問答を重ねる。(3)最後に侍者との問答がおこなわれ、終了する。このように進化した問答は、師僧が参禅者の力量を調べ見定めるものでもあったため、入室勘弁とも呼ばれた。

入室問答の記録は、語録や文集に収録されないことがほとんどで、これまでの歴史研究ではあまり用いられてこなかった。だが、問答のおこなわれた時期に師僧や参禅者が特定の場所に会同したことがわかる点や、師僧と参禅者のつながりを実証するものとして有用である。

本書の表紙題簽には「春林宗俶和尚等法語」とあるが、近代のものである。その内側にある原表紙左肩には「入室」と墨書されており、右上には「春林」と書かれたのが抹消されている。後述するように、冒頭に春林宗俶を師僧とする入室問答がある点と、収録内容のすべてが春林によるものではない点とを踏まえたものである。同じ原表紙の右側には「先師入室 天叔和尚筆」との墨書がある。これを信じるならば、大徳寺第二二九世の天叔宗眼が記したものである。

本書一丁(原表紙の次丁)表には、収録内容の一覧が付されており、二丁以下には、一〇点の入室問答が収録されている。まず、前掲の安藤論文にならって、入室の時期・場所・機縁・古則・師僧・首座・侍者を整理すると、以下の通りである。

- ① 元禄三年元旦・大徳寺龍源院・元旦・方法不侶・春林宗俶・怡雲宗悦・玉仲宗瑋(二丁表〜四丁裏)
- ② 同四年元旦・禪通寺(撰津)・元旦・方法不侶・春林宗俶・督宗紹董・宗週(五丁表〜七丁裏)
- ③ 不明・不明・元旦・方法不侶・清庵宗胃・□正・□迪(八丁表〜九丁裏)
- ④ 元禄四年三月四日・不明・昌永三十三回忌・那吒太子・清庵宗胃・□寔・宗正(一〇丁表〜一一丁裏)
- ⑤ (天文二一年元旦)・不明・元旦・臨済孤峯頂上・徹岫宗九・雲叔宗慶・督宗紹董(一一丁裏〜一二丁表)
- ⑥ (年不詳) 元旦・不明・元旦・鴻山有句無句・徹岫宗九・春林宗俶・怡雲宗悦(一三丁表〜同裏)
- ⑦ (年不詳) 元旦・不明・元旦・方法不侶・徹岫宗九・春林宗俶・督宗紹

董（一三丁裏〜一四丁表）

⑧ 大永三年二月八日・正法寺（伊勢）・戦没者供養・孤峯不白・玉英宗尙・

□徳・宗穩（一五丁表〜一九丁表）

⑨ 永祿一一年元旦・祥瑞寺（近江）・元旦・方法不侶・怡雲宗悦・咲隠宗听・

真叔宗根（一九丁裏〜二一丁表）

⑩ 大永四年九月一六日・不明・徹叟宗悟三回忌・方法不侶・悦溪宗恣・小

溪紹怱・徹岫宗九（二二丁表〜二二丁表）

一丁表の一覧と実際の収録内容とを比較すると、③に関する記載が一覧にはないことと、一覧の末尾七点が本書には収録されていないことが、差異として指摘できる。このうち前者は、一覧の脱漏と考えられる。また後者は、一覧の作成後、何らかの理由で脱落があった可能性を示唆している。これについて前掲①〜⑩と同様に整理すると、下記の通りである。

⑪（元亀二年二月六日）・下立壳針屋私宅・針屋浄貞七周忌・設斎・怡雲宗

悦・不明・不明

⑫（年不詳）元旦・不明・元旦・方法不侶・怡雲宗悦・不明・不明

⑬（元亀三年六月七日）・吉弘鎮信宅・松溪宗祝三回忌・設斎・怡雲宗悦・

不明・不明

⑭（年不詳）元旦・不明・元旦・方法不侶・怡雲宗悦・不明・不明

⑮（天正八年）元旦・不明・元旦・方法不侶・怡雲宗悦・不明・不明

⑯同一〇年元旦・不明・元旦・方法不侶・怡雲宗悦・不明・不明

⑰同一三年元旦・不明・元旦・方法不侶・古溪宗陳・不明・不明

右記の情報は、本書冒頭の一覧を土台としつつ、⑪⑬の時期については怡雲宗悦の行状（本所所蔵謄写本『龍宝山大徳寺記録抄』所収）によった。また⑮の時期については、本書には「天正十八年辰ノ元旦」とあるが、天正一八年の干支は庚寅で、かつ怡雲は同一七年八月没のため、彼の生前で、かつ庚辰年にあたる同八年に比定した。

次に、前掲の整理と重複する部分もあるが、本書の内容を概観する。①②は大徳寺第九世春林宗俣を師僧とする問答。①は永祿三年（一五六〇）に東溪宗牧の塔所である大徳寺龍源院でおこなわれたもので、首座の怡雲宗悦は春林の法弟にあたる。侍者の玉仲宗琇は春林の法嗣で、のちに大徳寺第一

一二世として出世した。なお、怡雲はこの問答より以前、天文二四年（一五五五）に同第一〇五世となり、永祿元年に再住した。大徳寺の前住である彼が、問答の場では首座として師僧と問答している事実は興味深い。というのも、問答における首座が、法階としてのそれとは異なると解釈されるからである。

②は同四年元旦に堺北荘の禪通寺でおこなわれた問答。同寺はもと建仁寺天潤庵末であったが廃絶し、春林が大徳寺派寺院として再興したものである。首座の督宗承董は春林の法弟で、天正九年（一五八一）に大徳寺第一〇九世として出世した（『大日本史料』第十編之三十一の寂伝参照）。侍者宗週は不詳。①と②では、参禅者のうち五名の法諱の字が共通する。あるいは別人かもしれないが、春林とともに龍源院から禪通寺へ移った同一人物の可能性もある。また、②には「禪人」ないし「信士」と呼ばれる参禅者五人がいる点も注目される。このうち□周と□徹は、堺商人の河内屋小村宗周と池上自徹の可能性がある。

③④は大徳寺第九三世清庵宗胃を師僧とする問答。首座・侍者を務めた者の詳細はいずれも明らかでない。③の参禅者のうち真叔宗根は天正二年に大徳寺第一一九世として、咲隠宗听は同五年に同第一二〇世として、それぞれ出世した人物。両者の名は①⑨にも見え、さらに咲隠は⑤にも見える。ともに最終的には怡雲宗悦の法を嗣いだが、その参禅の遍歴を本書よりうかがいしることが出来る。③がいつ頃のものかは定かでないが、永祿四年におこなわれた④の参禅者一三名のうち九名の法諱の字が③と共通しており、比較的近い時期と推測される。なお、清庵の没年は同五年である。

⑤⑦は大徳寺第九一世徹岫宗九を師僧とする問答。このうち⑤は黄梅院所蔵『垂示』（大徳寺禪語録集成『三所収』）にも収録されており、その末尾には、本書に欠けている「天文廿一壬子元旦入室、侍者紹董記之」との記載があつて、天文二一年（一五五二）元旦の問答であることと、徹岫の法嗣である侍者の督宗紹董が筆記したことが知られる。また、その土代が督宗の雑記である『活套』の紙背文書に存している（荒木和憲ほか『国立歴史民俗博物館所蔵『活套』紙背文書』『東京大学史料編纂所研究紀要』三五、二〇二五年）。督宗は⑦でも侍者を務めている。⑤の参禅者のうち、首座の雲叔宗

慶は徹岫の法姪で、前年に大徳寺に出世した(第一〇一世)。その次の和漢宗順は同一〇三世。また列座中で唯一の俗人である中尾宗悦は、下京の商人。⑥⑦の首座春林宗俣と⑥の侍者怡雲宗悦は既出で、ともに徹岫の法嗣。

⑧は大永三年(一五二三)の仏成道日に、伊勢の正法寺でおこなわれた、玉英宗岡を師僧とする問答。正法寺は、檀越関宗鉄が東溪宗牧を招いて永正年間に関いた寺院。東溪の法嗣で同寺第二世の玉英は、大永九年に大徳寺に出世した(第八一世)。問答の冒頭の記載から、関氏と峯氏の和睦後、戦没者供養がなされた際の入室問答とわかるが、管見の限り他史料に関連する記述は見いだせない。首座の□徳も侍者の宗穩も不詳。戦没者供養とのかかわりもあつてか、関宗鉄をはじめ、複数の俗人が参禅者に含まれていることが特徴的である。

⑨は永禄二一年(一五六八)元旦に、堅田の祥瑞寺で怡雲宗悦を師僧としておこなわれた問答。祥瑞寺は、もとは祥瑞庵、といい、華叟宗曇が庵主となつて以降、大徳寺派僧が住した。『大日本古文書 真珠庵文書』八九八・八九九号には、怡雲が同寺の住持を務めていた時期の無年号文書があり、⑨と同じ頃のものと考えられる。参禅者のなかには、前述した首座の咲隠宗听と侍者の真叔宗根以外にも、天叔宗眼や梅溪宗葩といった怡雲の法嗣が含まれている。

⑩は大永四年九月一六日の徹叟宗悟三回忌の際の、悦溪宗恚を師僧とする問答。悦溪は東溪宗牧の法嗣で、大徳寺第七九世。徹叟宗悟については、悦溪の語録『仏照大鏡禪師悦溪和尚語録』(『大徳寺禪語録集成』三所収)に、徹叟の辞世偈に因んで作成した文章があり、俗姓が長田で、大永二年八月一六日に死去したことがわかる。長田宗悟は近江国の住人で、国立国会図書館所蔵『大徳寺古文書』等に関連文書が収録されている。首座の小溪紹愆は悦溪の法嗣で、大徳寺第八六世。侍者の徹岫宗九は既出で、小溪の法嗣。ほか参禅者は二名のみで、一人は悦溪の法嗣で同八七世の休翁宗萬、もう一人は□鉄で、問答の内容から宗悟の子と考えられる。なお、この問答の時点では、小溪以下はまだ出世していない。

以上のような表面の内容に加え、本書の二丁および一五～二二丁の紙背には墨書が存している。このうち二丁表については、紙を折った際にちょうど

真裏にあたる二丁裏の表面の箇所と同文であることから、補筆と考えられる。それ以外は、書状や和韻偈、古則に関するものなど、表面とは独立した内容で、年代に関する情報は明示されていない。

このような、一五丁以降に紙背文書が集中している状況と関係すると思われるのが、解体修理の際に見つかった丁付けである。本書には二種類の丁付けが存しており、ひとつは前述の問答①～⑩が記載された、二～二二丁の料紙袖側に記されたものである。七丁には「六七」とあつて、ふたつの番号が付されているし、一四丁は袖の箇所が裁断され番号が欠けているが、それ以外は連続して一～二二までが付されている。

一方、一五～一九丁には、右の料紙袖側のものとは別に、奥側にも一～五の丁付けが存している。二〇丁以降には見当たらないが、一九丁の奥側の丁付け「五」の大部分が裁断され欠落している点や、⑨が一九～二二丁に記されていて、一九丁と二〇丁とで内容が連続する点を考慮すると、装丁の過程で裁断された可能性を想定すべきである。

この料紙奥側の丁付けと、紙背文書の状況とを勘案すると、本書はもともと一五丁以降がひとまとまりとして存していたのに、一四丁以前をあわせて、まとめて一冊にしたものと考えられる。⑦が一四丁表までで同裏は空白になつており、次の⑧が一五丁表から始まっている点も、これと矛盾しない。さらに、前述した二丁表の一覧と実際の収録内容との差異を考慮すると、一冊にしたものから、さらに⑪～⑰の七点が脱落したということになる。

なお、本書の電子テキストの公開にあたっては、前項の『天塚和尚語録』と同様、TEI (Text Encoding Initiative) のガイドラインに則して、テキスト構造化の国際標準に準拠したXMLデータを作成することにより、機械可読性を高めるとともに、ソフトウェアに依存しない形で注釈情報の付与をおこなった。そしてこのデータを、前近代日本史情報国際センター中村覚氏の開発した仕組みを用いてHTML化し、本所ホームページのデジタルギャラリーにて全文を公開した。

『東京大学史料編纂所研究紀要』第三十五号

研究報告

足利將軍一族としての任用宗器

「所司代」石田三成・増田長盛と前田玄以

賀茂別雷神社文書伝来についての一考察

江戸時代末までの賀茂別雷神社領備前国仁堀荘

―「戦国期荘園」のゆくえ―

関義城「古今紙漉紙屋図絵」見本紙の非破壊化学分析とその考察

渋谷綾子・高島晶彦・山口悟史・平澤加奈子

史料紹介

史料編纂所所蔵「先徳巻数」

「峰定寺文書」の再発見と活用

宮内庁書陵部所蔵九条家本『三条内府記』『初度行啓次第并同記』ほか

国文学研究資料館所蔵『中臣祐臣記（正和五年）』（上）

網光公記―享徳二年四月記・宝徳三年正月記―

国立歴史民俗博物館所蔵『活套』紙背文書

荒木和憲・遠藤珠紀・岡本 真・須田牧子

東京大学史料編纂所所蔵十六世紀中国被虜人の日本記録『海国生還集』について

重要文化財『西南院文書』第七巻

大坂落城間際の戦況報告

―長崎奉行長谷川藤正書状の紹介―

熊本博物館所蔵「東海道地震記録」

―蘭領東インド外交文書集』（4）

―オランダ東インド会社と徳川政権―

松方冬子・大東敬典・久礼克季・富田 暁

東京大学史料編纂所附属 画像史料解析センター通信

第一〇四号 二〇二四年五月

巻頭図版 下関戦争アンプロタイプ写真帖

二〇二三年度センター活動報告

下関戦争アンプロタイプ写真帖とその周辺

新収史料「洞院公賢書状」の紹介

〈相国寺七重塔からの眺望画〉説の再論に対して

―洛中洛外図屏風成立試論のうち―

プリンストン大学所蔵小佐治文書

南葵文庫所蔵「九州全図」スキヤニング報告

『日本莊園絵図聚影』釈文編四 中世三・古代補遺

文獻案内

石上阿希（統括責任）「近世期絵入百科事典データベース」（国際日本文化

研究センター）（藤原重雄）

画像史料関係文献目録

活動抄録

第一〇五号 二〇二四年九月

巻頭図版 「川崎御蔵絵図」

海の見える杜美術館所蔵「岩倉具視関係史料」二〇二四年六月調査報告

―文書の形状変更とその復元―

東京大学史料編纂所所蔵「松平乗全関係文書」中の画像史料

ワークシヨップ「写真の技法識別と取り扱い・保存」開催報告

ワークシヨップ「写真の技法識別と取り扱い・保存」に参加して

静嘉堂所蔵古写経群の画像公開について

文獻案内

齋藤真麻理編『戯画図巻』の世界 競う神仏、遊ぶ賢人（KADOKAWA、

二〇二四年三月）（藤原重雄）／①福原敏男著『風流踊―歴史民俗画像を読み

黒嶋 敏

谷 昭佳

井上 聡

藤原重雄

堀川康史

黒嶋 敏

藤原重雄

水 上 た か ね

荒木裕行

桑田恵里

遠藤楽子

稲田奈津子

「解く」(岩田書院、二〇二三年二月)、②同『祭礼と葬送の行事絵巻』(岩田書院、二〇二四年二月)(三島暁子)  
画像史料関係文献目録  
活動抄録

第一〇六号 二〇二五年一月

巻頭図版 (元和二年) 四月一八日付 細川忠利書状

細川忠利の花押の変遷―元和・寛永年間における―

一八〇四年レザノフが持参した贈答品の行方

―黄金の象のからくり時計について―

林 晃弘

今川了俊勘返田原氏能書状―豊後田原氏と筑後国竹野荘―

堀川康史

立花家史料館・柳川市(柳川古文書館)との連携による史料画像のウェブ公開

畑山周平

新発田藩翻刻『京都府下人民告諭大意』の板木

箱石 大

文献案内

一 関市博物館編『学問の家 大槻家の人びと 玄沢から文彦まで』(吉川

弘文館、二〇二四年一月)(小野将)／館林市史編さん委員会編『館林市

史 別巻 館林の絵馬』(館林市、二〇二三年六月)(林晃弘)

活動抄録

史料編纂

刊行物一覽

2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024
31		上 36	32	8 30			9 下 37		
49	下 29	43 28 28	50 34		29 30 29	44	51 35	45 30 31 30	
25 10 12 5 29	61 53	26 13 30	30 6	62	31 14	27 7	63 28 32 54	15 1	29 33 8
17 6	23 8	下 上	別集(徳禅寺)1 24 別卷	24 9	17 5	18 上 下	別集(徳禅寺)2 10	19 25 7(完)	18 1
		4	13			5 13上		13下	6
积文編 2 69~72	73~76	77~80	81~84	85~88	积文編 3 89~91	92~95	积文編 4 (完) 96~99 100~103 104~106		
50 26	51 27	52 28	53 29	54 30	55 31	56 32	57 33	58 34	59 35

史料編纂

部門	書名 / 刊行年度	2010	2011	2012	2013	2014
古代史料	大日本史料 第1編 正倉院文書目録					7
	大日本史料 第2編	30			29	
	大日本史料 第3編					
	大日本古記録 勘例					
	大日本史料 第4編					
	大日本史料 第5編	34			35	
中世史料	大日本史料 第6編		48			
	大日本史料 第7編	32				33
	大日本古記録 碧山日録 (全2冊)			上		
	大日本史料 第8編	41				42
	大日本史料 第9編		26			27
	大日本史料 第10編	27			28	
近世史料	大日本史料 第11編		26			27
	大日本史料 第12編				60	
	大日本近世史料 細川家史料		23		24	
	大日本近世史料 市中取締類集					
	大日本古記録 齋藤月峯日記	8		9		
	大日本近世史料 廣橋兼胤公武御用日記	10		11		
	大日本古文書 島津家文書	4				
	大日本維新史料 井伊家史料 (30冊)		27		28	
古文書・古記録	大日本古文書 幕末外国関係文書			52		
	大日本維新史料 類纂之部 松平昭休往復書翰留					
	大日本古文書 東寺文書			16		
	大日本古文書 大徳寺文書			別集(真珠庵)8		
	大日本古文書 東大寺文書	21			22	
	大日本古文書 醍醐寺文書		15			16
	大日本古文書 益田家文書		4			
	大日本古記録 中右記	別巻			7	
	大日本古記録 愚昧記 (全3冊)			中		
	大日本古記録 平記					
	大日本古記録 民経記 (全10冊)					
	大日本古記録 實躬卿記		7			
	大日本古記録 中院一品記					
	大日本古記録 後深心院閨白記 (全6冊)		5			6
	大日本古記録 薩戒記			5		
大日本古記録 後法成寺閨白記 (全4冊)		4				
大日本古記録 後法興院閨白記						
特殊史料	日本関係海外史料 イエズス会日本書翰集 (原文)	3				
	日本関係海外史料 イエズス会日本書翰集 (訳文)				3	
	日本関係海外史料 イエズス会日本書翰集 (原訳文)					
	日本関係海外史料 オランダ商館長日記 (原文)			12		
	日本関係海外史料 オランダ商館長日記 (訳文)	11				12
画像史料 解析センター	日本荘園絵図聚影					
	画像史料解析センター通信	49~52	53~56	57~60	61~64	65~68
所報・ 紀要・ その他	東京大学史料編纂所報	45	46	47	48	49
	東京大学史料編纂所研究紀要	21	22	23	24	25
	東京大学史料編纂所影印叢書					